

豊田市中心公園・豊田スタジアム
催物利用のご案内とお願い
〔概要〕

株式会社 豊田スタジアム

2025年5月

目 次

I	利用時間・休館日	…	1
II	利用料金	…	1
III	利用の申し込み	…	2
IV	利用の打合せ	…	4
V	利用申請	…	6
VI	ご利用に際しての注意点	…	9
	別紙 1 豊田スタジアム使用料	…	10

この『豊田市中央公園・豊田スタジアム催物利用のご案内とお願い〔概要〕』は、
利用までの簡単な流れを説明しています。

利用調整、施設利用のご検討にあたっては、『豊田市中央公園・豊田スタジアム催物利用
のご案内とお願い』をご確認の上、そのルールに従い、進めてください。

『豊田市中央公園・豊田スタジアム催物利用のご案内とお願い』は、施設管理者にご確認
ください。

I 利用時間・休館日

■開館時間

9：00から21：00まで

■休館日

12月28日から翌年1月4日まで

*その他、点検、修繕及び改修などで臨時休館とすることがあります。

II 利用料金

■利用料金（使用料・売店出店料等）

使用料…施設使用料と付属設備使用料等をいただきます。

入場料加算…営利又は商業宣伝、営業などのその他これに類する目的で利用する場合に、入場料等の総額の5%をいただきます。

また、駐車場を専用利用する場合に、駐車料金等を徴収する場合は、駐車料金総額の5%をいただきます。

行為料…『豊田市都市公園使用料及び利用料金条例』と『豊田市道路の管理及び占用に関する条例』に明記のある事柄についていただきます。

占用料…仮設物を設置する場合は、占用料（※）をいただきます。

（※速やかに移動できるものを除く。）

売店出店料…飲食物・グッズなどを販売する場合、原則として占用手続きを含めた手数料として販売額の10%をいただきます。

※使用料は別紙1をご覧ください。また、詳細は当社担当者までお尋ねください。

【駐車場】

- ・催物開催時も中央公園内の施設・公園利用者の駐車場の確保を前提とした運用を基本といたします。また、催物の集客人数により、近隣への違法・迷惑駐車が発生する恐れがある場合には、駐車場の専用利用の範囲を限定する場合があります。この場合は、開催時間等、催物の内容に応じた範囲での許可となります。
- ・駐車場専用利用時には、施設管理者（スタジアム関係者）スタッフの駐車場を確保してください。
- ・南駐車場を専用する場合、地下1階駐車場への出入りに必要な動線を確保してください。（地下1階駐車場と合わせて専用利用する場合は除く）
- ・駐車料金等を徴収する場合の駐車場専用利用の使用料は2倍となります。（指定団体の利用又は入場料等の最高額が500円以下の場合を除く）

- ・ 駐車場を専用利用する場合に、駐車料金等を徴収する場合は、駐車料金等総額×5%を使用料に加算します。指定団体が利用する場合は、駐車料金等総額×3%を使用料に加算となります。

Ⅲ 利用の申し込み

■ 申込・受付時間

開館日の午前 9 時から午後 6 時まで

■ 利用決定の考え方

スタジアムの催物は年間利用調整で決定します。

指定団体、公共団体、各種協会、豊田市と豊田スタジアムが誘致する催物、集客規模の多い催物および芝生養生期間を総合的に調整し、決定します。

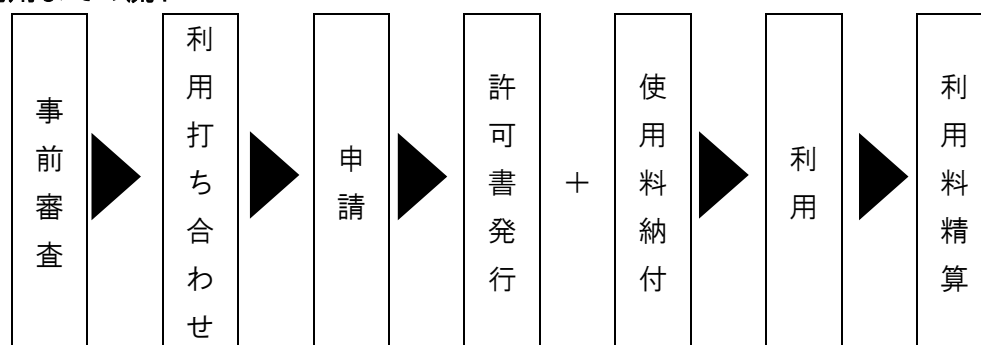
年間利用調整後に随時一般募集を行います。

一般募集については、上記、年間利用調整対象催物の日程確定後、随時行います。

なお、利用の決定は利用予定日の 2 ヶ月前の同日となります。

*ピッチは、芝生の年間管理上、一般募集（利用）の対象施設としておりません。

■ 利用までの流れ



・ 事前審査

利用希望者は次頁の「利用に当たって」の項目に挙げる内容を所定の用紙にて直接ご提出ください。（所定の用紙・・・様式 1 豊田スタジアム事前審査表）

*これまでに同様な催物を豊田スタジアムで開催している場合、又は内容によっては事前審査を省略することがあります。

この時、利用希望者は希望日時・場所を受付担当者までお知らせください。

■利用に当たって

次の事柄について事前に確認させていただきます。

- 催物名称（催物によっては、当社ホームページ等で紹介させていただきます。）
- 催物内容（球技・文化催事・コンサート等催物のジャンル）
* 催物の内容がわかる計画書（様式自由）等の提出
- 利用時間（準備、利用、片付け及び開場・開演時間等）
- 入場料の有無及び金額
- 入場の対象者（関係者・自由）
- 入場方法（指定席・自由席）
- 入場予定人数
- その他（特に確認が必要な事項）

■利用時間

利用時間には準備や原状回復に要する時間も含まれますので、利用時間内に全てが完了するよう、催物の計画を立てて申し込みください。

※球技場は1時間、4時間、8時間、1日（12時間）ごと、付属施設は1時間ごとに申し込みができます。

■連続使用期間

最長7日間までとします。準備・原状回復の日数を含めて申請してください。

■貸出対象外の施設及び設備

- ・ レストラン（メインスタンド4階）
- ・ スーパールーム（メインスタンド2階）
- ・ スタジアムカフェ（メインスタンド1階）
- ・ 自動販売機（中央公園・豊田スタジアム内設置）
- ・ 広告看板（観客席及びコンコース設置の壁面看板及びLED看板）

全館利用の場合でも、上記の施設や設備は貸出対象外です。

■その他

- ・ 定期的な利用

定期的な施設の利用（毎週開かれる教室等）はできません。

IV 利用の打合せ

■責任者の設置

会場責任者や進行責任者など、催物の責任者を決めてください。

■利用打合せ

管理者が必要とする場合は利用希望日の2ヶ月前までに、主催者・責任者と当施設担当で打合せを行います。

指定団体及び利用実績のある申込者においても、従前の内容から会場利用や運営方法等を変更される場合は、事前に打ち合わせが必要です。

必要書類

- ・利用内容がわかる資料（会場図面、進行表、タイムスケジュール、プログラム等）
- ・許可の必要な行為に関する申請書類（必要時のみ）
- ・場内および周辺エリアでの警備等の人員配置計画（必要時のみ）
- ・避難経路体制（必要時のみ）

打合せ事項

●催物概要

- ・利用内容（催物名称、入場料有無・金額、入場対象者、入場方法など）
- ・利用時間（開場時間、開始時間、終了時間）
- ・観客席の設定（スタンド席利用時、車椅子席、カメラ席、照明、音響卓設置など）
- ・設備利用（付属設備、電気設備等）
- ・受付方法（入場整理、受付場所、入場者数見込みなど）
- ・諸室利用計画（部屋の割り振り）
- ・ステージ計画（ステージ設営時のみ）
- ・搬出入計画（時間、経路、車両情報、搬入品目）
- ・準備計画（作業内容、作業手順、リハーサル時間）
- ・物品販売1（実施の有無、販売品目一覧。主催者と異なる場合は販売者名）
- ・物品販売2（模造品、偽装品及び不良品の確認や特許、商標を侵害しない事の確認）
- ・雨天等対応（雨天や落雷、竜巻、ゲリラ豪雨等を想定した準備、計画）
- ・荒天対応（開催可否判断）
- ・事件・事故対応（連絡責任体制）

● 駐車場・周辺警備

- ・ アクセス計画（来場者数見込み、交通手段、駐車場運用計画）
- ・ 場内駐車場管理計画（警備、誘導）
- ・ 当施設周辺道路管理計画（混雑緩和、迷惑駐車対策など）
- ・ 施設管理スタッフ者用の駐車スペース

● 来場者対応

- ・ 入場券の確認（入場券への記載内容、当日券の有無など）
- ・ お客様対応（未就学児、障がい者、遅れた来場者の対応など）
- ・ 場内、館内動線
- ・ 持ち込み品（ビン、缶、ペットボトル等の規制）
- ・ アナウンス計画

● 貸出対象外の施設及び設備

全館利用の場合でも、以下の施設や設備は貸出対象外となります。

- ・ レストラン（メインスタンド4階）
- ・ スーパールーム（メインスタンド2階）
- ・ スタジアムカフェ（メインスタンド1階）
- ・ 自動販売機（中央公園・豊田スタジアム内設置）
- ・ 広告看板（観客席及びコンコース設置の壁面看板及びLED看板）

● その他

- ・ 臨時設置物（はり紙・幕・応援旗・ケーブル類の設置場所、設置方法）
- ・ 拾得物（催物開催中は主催者管理とし、催物終了後、管理者へ届出）
- ・ その他、施設利用に必要と思われること

V 利用申請

利用内容の事前確認および利用の打合せを行い、当施設での開催が決定した場合、利用内容に応じて、以下の申請書をご提出ください。

利用場所・利用内容	申請書名
フィールド（ピッチ）・観客席・ コンコース・芝生広場	豊田市都市公園運動設備等利用許可申請書 （豊田スタジアムの球技場の使用一般用）
付属設備（下の表参照）	豊田市都市公園運動施設等利用許可申請書 （豊田スタジアムの付属施設の使用：一般用）
ブース・広告物等の設置	都市公園行為許可申請書/都市公園占用許可申請書
売店の出店	豊田中央公園・豊田スタジアム売店等出店許可申請書

<付属設備種類>

区分	施設名称
付属設備	西イベント広場、東イベント広場、多目的広場
	駐車場（南・東・B1F）
	ラウンジ1～3
	大会運営室1～9
	報道関係室1～4、報道控室1・2
	インタビュールーム
	ロッカールーム1～4
	シャワー室1・2
	ウォームアップ室1・2
	インフォメーション
	チケット売場1・2
	サッカーゴール
	フィールド音響設備
	照明設備
	映像装置
	テレビ中継支援設備
	ラジオ中継支援設備
芝生保護材	

■料金のお支払い

使用料は前納が原則です。利用当日までにお支払いください。

また、照明等の当日精算料金や、入場料収入がある場合は利用後、速やかにお支払いください。

なお、振込みでお支払いの場合の振込手数料は、申請者にてご負担ください。

■領収証・請求書

領収書及び使用料精算時の請求書の発行は申請書記載の主催者、あるいは申請者のお名前、団体名に限らせていただきます。

■利用許可書

使用料をお支払い後、許可書をお渡ししますので利用当日まで大切にお持ちください。

■使用料の還付

原則として、使用料納付後の還付はしません。

■利用の不許可

次のいずれかに該当する場合はご利用の許可はできません。また、許可後であっても、使用許可の取消や使用の停止をさせていただくことがあります。

- ・本利用案内の留意遵守事項を守っていただけないとき
- ・公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるとき
- ・当施設の管理上支障があると認めるとき
- ・施設等の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき
- ・利用申込者又は代理若しくは媒介する者が暴力団関係者であることが判明したとき。

利用に関連し、利用申込者と下請負人との契約等関連する契約の相手方又は代理若しくは媒介する者が暴力団関係者であることが判明し、当該関連契約の解除その他必要な措置を求めても、正当な理由なくこれに応じないとき。

その他、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- ・当施設の建物やその他の設備、備品などをき損、汚損するおそれがあるとき
- ・申請と異なる内容で施設を使用するとき
- ・施設を利用する権利を他に譲渡し、または転貸したとき
- ・使用の許可の条件に違反したとき
- ・当施設の関係する各法令及び条例に違反したとき
- ・工事や災害、その他当施設の管理運営上、やむを得ない事由が生じたとき
- ・感染症の大規模流行等により、国又は愛知県・豊田市から営業自粛要請あったとき
- ・その他施設等の管理・運営上、支障があると認められるとき

■申請内容の変更・取り消し

申請書記載事項の変更及び取り消しをされる場合は修正のうえ、再提出をお願いします。
また、利用期間中の取り消しはできません。

■許可の必要な行為

施設内外で次のことをするときは、事前に管理者の許可を受けてください。

- ・物品の販売や陳列をするとき
- ・飲食物の販売や陳列をするとき
- ・特別な設備や器具を使用されるとき
- ・火気や熱源を使用される場合、および危険物品を持ち込まれるとき
- ・金品を募集するとき
- ・施設内に動物を伴うとき
- ・広告類の掲示、配布などを行うとき

■許可の必要な届出

利用内容によっては消防・警察・保健所等関係機関への届出が必要となります。必要に応じて主催者が責任をもって届出を行ってください。利用の2週間前までに管理者へ許可書の写しをご提出ください。

また、特別な設備の設置や特別な器具を使用される場合は事前に打ち合わせをしてください。

<関係官公署へ申請および届出が必要なもの>

・催物開催届出書

催物の規模や内容によっては豊田市消防本部予防課への届出が必要となります。

事前に管理者に情報提供と調整の上、届け出てください。

・火気・熱源の使用

中央公園・豊田スタジアムは、原則、火気使用禁止です。利用に当たって、火気や熱源を使用される場合、及び危険物品を持ち込まれるときは事前に豊田市消防本部予防課へ「禁止行為の解除承認申請書」を届け出てください。

・物品の販売など

物品や飲食の販売や陳列をするときは、豊田市保健所の承認が必要ですので申請してください。

・周辺道路への看板やカラーコーンの設置

交通規制や迷惑駐車防止などで公道に看板やカラーコーン等を設置する場合は道路管理者へ届け出てください。

VII ご利用に際しての注意点

利用者（主催者）は次の事項を遵守し、関係者や入場者にも責任をもって徹底させていただきます。

- ・ 入場者の安全確保の措置を講じること
- ・ 避難の妨げとなるような行為や物品の設置はしないこと
- ・ 定員を超える人員を入場させないこと
- ・ 施設等を汚損、または損傷するおそれがある行為をしないこと
- ・ 利用許可を受けていない施設および付属施設・設備を利用しないこと
- ・ 許可された場所以外へは立ち入らないこと
- ・ 路上駐車や所定の場所以外への駐車を行わないこと
- ・ 所定の場所以外で飲食または喫煙をしないこと
- ・ 騒音、又は大声を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為や危険な行為をしないこと
- ・ 他人に危害または迷惑を及ぼすおそれのある物品または動物を持ち込まないこと
- ・ 「Ⅲ利用の申し込み・Ⅴ利用申請」に掲げる許可の必要な行為を許可なく行わないこと
- ・ 当施設の社員から指示がある場合は従うこと
- ・ その他、当施設の運営に支障をきたすような行為をしないこと

(別紙1)

【豊田スタジアム使用料】

令和6年7月1日現在

【球技場】区分	席数	使用料(円)			
		1時間	4時間	8時間	1日(12時間)
観客席を使用しない	—	5,000	19,000	36,000	51,000
メイン下段/バック下段/ 北サイド下段/南サイド下段	4,400~ 4,800席	8,000	30,400	57,600	81,600
北サイドすべて/南サイドすべて	7,500~ 9,400席	10,000	38,000	72,000	102,000
メインすべて/バックすべて	11,700席	13,000	49,400	93,600	132,600
下段すべて	16,800~ 19,200席	16,000	60,800	115,200	163,200
観客席すべて	42,000~ 45,000席	26,500	100,700	190,800	270,300
メイン側1階/バック側1階 北サイド側1階/南サイド側1階		2,000	7,600	14,400	20,400
1階すべて		4,500	17,100	32,400	45,900
指定団体が使用する場合			1日につき	1,000,000	

【附属設備】種類	単位	使用料(円)
ロッカールーム1~4	1室1回	※ 1,000
シャワー室	1室1時間	2,500
ウォームアップ室1・2	1室1時間	1,000
放送室	1室1時間	1,000
インフォメーション	1室1時間	1,000
チケット売場	1室1時間	1,000
大会運営室1~3(一体利用のみ)	1室1時間	1,500
大会運営室4	1室1時間	1,000
大会運営室5~9	1室1時間	500
報道関係室4	1室1時間	1,000
会議室1~3(報道関係室1~3)	1室1時間	500
会議室4(インタビュールーム)	1室1時間	1,000
報道控室1・2	1室1時間	500
ラウンジ1	1室1時間	10,000
ラウンジ2	1室1時間	7,000
会議室5(ラウンジ3)	1室1時間	2,000
駐車場(個人利用)	普通自動車	1台1回につき駐車時間3時間まで無料 以後30分までごとに 150
	大型バス	1台1回につき駐車時間3時間までごとに 1,000
駐車場(専用利用)	地下1階駐車場	1回 ※ 30,000
	南駐車場	1回 ※ 50,000
	東駐車場	1回 ※ 25,000
	多目的広場	1回 ※ 25,000
スポーツプラザ (専用利用)	大人	1コース相当1時間 2,300
	中学生以下	1コース相当1時間 1,200
芝生広場(球技場)	平日	1時間 1,000
	平日(半面)	1時間 500
	土・日・祝	1時間 1,500
	土・日・祝(半面)	1時間 750

【附属設備】種類	単位	使用料(円)		
サッカーゴール	1組1時間	100		
フィールド音響設備	1式1時間	5,000		
照明設備	～10%出力	10分間までごとに	6,200	
	～20%出力	10分間までごとに	4,960	
	～30%出力	10分間までごとに	3,720	
	～40%出力	10分間までごとに	2,480	
	～50%出力	10分間までごとに	1,240	
	～10%出力	10分間までごとに	620	
映像装置	北サイドスタンド	映像	1時間	5,000
		文字のみ	1時間	2,500
		広告	1回	※ 50,000
	南サイドスタンド	映像	1時間	5,000
		文字のみ	1時間	2,500
		広告	1回	※ 50,000
固定・場内カメラ	1基1時間	2,000		
テレビ中継支援設備	1回	※ 27,000		
ラジオ中継支援設備	1回	※ 1,500		
芝生保護材	球技場内	1枚1回	※ 100	
	球技場外	1枚1回(7日以内)	※ 1,000	
		1枚1回(8日以上)	※ 100	

※「1回」とは、1日を限度とした継続した利用1回

【球技場】

- ・観客席の使用料には、隣接するコンコースの使用料を含める
- ・使用料には、報道関係室4、大会運営室1～3・4・5・6、ロッカールーム3・4、ウォームアップ室1・2、サッカーゴール1組を含める
- ・準備又は原状回復のために、用する場合の使用料は2分の1
- ・入場料等を徴収する場合の使用料は2倍（指定団体または入場料等の最高額が500円以下の場合を除く）
- ・入場料等を徴収し、かつ、営利又は商業宣伝、営業等の目的で利用する場合の加算
 - ・指定団体が利用する場合 入場料等の総額×3% を使用料に加算する
 - ・指定団体以外が利用する場合 入場料等の総額×5% を使用料に加算する

【ラウンジ】

- ・準備又は原状回復のために、用する場合の使用料は2分の1

【駐車場】

- ・南駐車場を専用利用する場合は、地下1階駐車場への出入りに必要な動線を確保する（地下1階駐車場と合わせて専用利用する場合を除く）
- ・駐車料金等を徴収する場合の駐車場専用利用の使用料は2倍（指定団体の利用又は駐車場料金等の最高額が500円以下の場合を除く）
- ・駐車場を専用、用する場合に駐車料金等を徴収する場合の加算
 - ・指定団体が利用する場合 駐車料金等の総額×3% を使用料に加算する
 - ・指定団体以外が利用する場合 駐車料金等の総額×5% を使用料に加算する

【芝生広場】

- ・入場料等を徴収する場合の使用料は2倍

【附属設備】

- ・オペレーション費用は別途必要な場合あり

- スタジアム施設の保守点検等の都合で臨時に休館する場合があります。
 - 使用料は、利用条件や方法により異なる場合があります。
- 詳細はお問い合わせ下さい。＜問合せ先＞ 株式会社豊田スタジアム 電話(0565)87-5200